

河内長野市内郵便局でのリモート窓口備品購入 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、河内長野市（以下、「本市」という。）が、市内の郵便局でリモート窓口を設置するにあたり、利用者のプライバシーに配慮した相談窓口となるよう窓口の備品購入を、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「河内長野市内郵便局でのリモート窓口備品仕様書」（以下、「仕様書」という。）を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

1 目的

本プロポーザルは、本市が、総務省が募集した「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業」に採択されたことを受け、市内3箇所の郵便局に、市と郵便局をつなげたりリモート窓口を設置するにあたり、必要な備品を購入する事業者を選定するために実施するものである。

2 発注概要

(1) 発注の名称

河内長野市内郵便局でのリモート窓口備品購入

(2) 発注内容

「河内長野市内郵便局でのリモート窓口備品仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者との協議に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 納入場所

河内長野南花台郵便局

所在地：大阪府河内長野市南花台三丁目6番51号 電話：0721-62-3400

河内長野美加の台郵便局

所在地：大阪府河内長野市美加の台七丁目2番1号 電話：0721-68-8650

河内長野緑ヶ丘郵便局

所在地：大阪府河内長野市緑ヶ丘中町8番5号 電話：0721-53-7700

(4) 納入期限

令和8年12月10日（木）まで

(5) 購入上限額

1,320,000円（搬入・設置にかかる費用、消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、備品1つあたりの取得価格は搬入・設置費も含めて税込10万円未満であること。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※本プロポーザルは令和8年9月議会での補正予算成立を前提としており、予算不成立の場合、備品購入は行わない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本市の入札等に係る令和8年度有資格者名簿に登録されている者

なお、実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからウの要件を満たすものとする。

ア 営業について免許、許可又は登録を要するものにあたっては、当該免許、許可または登録を受けていること。

イ 令和8年4月1日時点で、引き続き2年以上その営業を行っていること。

ウ 国税及び市町村民税を滞納していないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市からの指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

(6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) プロポーザル公募開始 | 令和8年9月9日（水）から |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年9月15日（火）午後4時まで |
| (3) 質問書への回答予定日 | 令和8年9月18日（金） |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和8年9月25日（金）午後4時まで |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年10月2日（金）午後4時まで |
| (6) ヒアリング審査 | 令和8年10月8日（木）予定 |
| (7) 選定結果通知 | 令和8年10月中旬 |

5 現地確認

現地確認を希望する者は、下記に留意し、必ず各局に事前連絡の上、現地確認の許可を得ること。

- ・市は立ち会わないため、参加希望者のみで現地確認すること。
- ・各郵便局の業務等の支障となるような行為は慎むこと。
- ・写真撮影は必ず各局の許可を得ること。また許可された場合は、個人情報thatが写らないよう注意すること。
- ・現地確認への参加は任意とする。
- ・現地確認は最大2名で行うこと。

6 質問及び回答

(1) 提出方法

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「備品購入に関する質問」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年9月15日（火）午後4時まで【必着】

（電話や窓口での質問は受け付けない。）

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4) 質問に関する回答

質問に関する回答は、令和8年9月25日（金）午後5時までに、本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。

7 参加申込書等の提出

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、郵送又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「リモート窓口備品購入プロポーザル参加申込」として、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること。

イ 会社概要書（様式第3号）

ウ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和8年9月25日（金）午後4時まで【必着】

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

8 企画提案書の提出

参加申込書等を提出した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各6部（正本1部、副本5部）提出すること。

なお、副本については、提案者名を記載しないこと（マスキング処理でも可）

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、12ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で5ページ以内（表紙はページ数に含めない）とすること。なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

イ 見積書（任意様式）

見積書には備品ごとの単価を記載すること。また、各備品の配送・設置にかかる費用は各備品の価格に含むこと。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(2) 提出期限

令和8年10月2日（金）午後4時まで【必着】

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4) 参加及び提案の無効

- ・企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ・事実に反する申請や提案があったとき。
- ・期限内に企画提案書等の必要書類が提出できなかったとき。
- ・その他、市が指示した事項に違反としたとき、又は履行しなかったとき。

9 選定方法

(1) 審査会

最優秀提案者の選定は、河内長野市内郵便局でのリモート窓口備品購入プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「審査基準」＜別紙1＞のとおり採点を行い、最低評価点（満点の6割）を上回る者の中から

評価点の高いものから順に、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。なお、同点の場合は、＜別紙1＞の評価項目「提案価格」の得点の高いものを最優秀提案者とする。ただし企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

(3) ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出された企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
実施日時	令和8年10月8日（木）予定 ヒアリングの時間帯・場所は事前に連絡する。
時間	1者につき40分以内（準備含む）
内容	提出した企画提案書の概要説明（15分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約20分）
出席者	3名以内
使用機器等	提出された企画提案書のみで説明すること。 なお、説明にスライド、パワーポイント等での説明は認めない。
辞退する場合	ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、 書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送にて提出すること。

(5) 審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和8年10月中旬(予定)に文書で通知する。

なお、審査結果は、最優秀提案者の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を本市ホームページに掲載する。

10 契約

受託候補者（最優秀提案者）と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。なお、協議の際に提出された企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、受託候補者選定の審査以外に無断使用することはない。
なお、情報公開請求があった場合には河内長野市情報公開条例に基づき対応する。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効とする。
- (5) 企画提案者等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、市に帰属する。

(6) 郵送又は電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

(7) 審査結果等について異議申し立ては一切受け付けない。

1 2 問合せ及び書類提出先

河内長野市 市民窓口課 (担当：松原、小林)

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

電話：0721-53-1111

E-Mail：shimin@city.kawachinagano.lg.jp